

第1章 計画の見直しにあたって

1 第2期松江市子ども子育て支援事業計画について

平成24年8月に子ども・子育て支援法（以下「法」といいます。）をはじめとする子ども子育て関連3法が成立したことを受け、各市町村は様々な子ども・子育て家庭の状況や各事業の利用状況、利用希望を把握した上で、平成27年度から5年を1期とする子ども・子育て支援事業計画を策定し、計画に基づき事業を実施することとなりました。

本市においては、平成27年3月に第1期計画として「松江市子ども・子育て支援事業計画」を、令和2年3月に第2期計画として「第2期松江市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。これらの計画では、一貫して『みんなで子どもを育む“子育て環境日本一・松江”』を基本理念に掲げながら、市民ニーズや地域特性を踏まえた子育てサービスの計画的な整備・充実を図ってきたところです。

2 中間見直しの趣旨

本市においては依然出生数の減少傾向が続いており、核家族化も進行しています。また、就学前児童のいる家庭での共働き率は全国的に上昇傾向にありますが、とりわけ島根県は全国平均を著しく上回っています。

また、令和元年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が改正され、子どもの将来だけでなく現在の生活等に向けても貧困対策を総合的に推進することなど同法の目的・基本理念の充実が図られたほか、市町村における子どもの貧困対策計画の策定が努力義務となりました。

こうした中、子ども・子育てをめぐる環境やニーズの変化による計画値と実績の乖離状況、並びに、社会情勢を踏まえて、本計画のうち下記の項目を見直すこととしました。

なお、見直しの内容については、第2期計画策定時と同様に「松江市社会福祉審議会児童福祉専門分科会」にて審議を行い、学識経験者、保護者代表、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等からの意見反映に努めました。

【見直しを行った箇所】

第2章 第1節～第4節 グラフを更新しました。

第1節 就学前年齢別人口の推計を見直しました。

第3章 第1節 基本目標：「(5) 子どもの貧困対策」を追加しました。

第4章 第5節 「子どもの貧困対策」を追加しました。

第5章 第1節 サービス提供区域の設定方法について見直しました。

第2節 量の見込みと確保方策について見直しました。

その他の項目については、従前の内容を引き継ぎます。

3 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。すべての子どもに良質な育成環境を保障し、子どもと子育て家庭を社会全体で支援することを目的としています。

また、本計画は「松江市総合計画」及び「松江市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を上位計画とし、松江市子ども・子育て支援事業計画（平成 27 年 3 月）」の基本的な考え方や内容を継承するとともに次世代育成支援対策推進法第 8 条に基づく「市町村行動計画及び市町村母子保健計画（平成 8 年 5 月 1 日児母第 20 号厚生省児童家庭局母子保健課長通知）」、母子及び父子並びに寡婦福祉法第 12 条に基づく「ひとり親家庭等自立支援計画」及び子どもの貧困対策の推進に関する法律第 9 条に基づく「子どもの貧困対策計画」を兼ね、子どもと子育てに係る施策を体系化し、保健・医療、福祉、教育、労働、まちづくりなどの様々な分野にわたり、総合的な展開を図ります。（※ 3 ページに図解を掲載）

4 計画の期間

令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間を計画期間とします。

5 計画の対象

本計画は、18 歳未満（母子家庭・父子家庭の児童については、母子及び父子並びに寡婦福祉法第 6 条第 3 項の規定に基づき 20 歳未満）の子どもとその家庭を対象としています。

一部の施策については、次代の親づくりという視点から、今後親となる若い世代も対象としています。

松江市における子ども・子育て支援事業計画の位置づけ(図解)

